湯川村空き家改修事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、湯川村への定住を目的に空き家の改修を行おうとする者に対して、予算の範囲内において湯川村空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、湯川村空き家等の適正管理及び定住促進に関する条例（平成２５年湯川村条例第２５号）並びに湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和５２年湯川村規則第６号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、湯川村への定住促進を図ることにより、魅力ある村づくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）空き家　　村内に所在する建物等で、現に使用されていないもの又はこれに類する状態にあるものをいう。

（２）住　宅　　人の居住の用に供する家屋をいう。

（３）所有者等　空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

（４）施工業者　湯川村商工会の会員又は村内の建築関連業者で改修工事を行う事業者をいう。

　ただし、村長が認めるときは、村外の建築関連業者も改修工事を行うことができるものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を申請した日において、次の各号のすべてに該当するものとする。

（１）２０歳以上の者

（２）空き家を購入又は賃借した者

（３）現に村内に住所を有していない者、又は村内に住所を有して１年を経過しない者

（４）補助金に係る改修工事を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から１年以内に入居し、引き続き５年以上定住する意思のある者

（補助対象工事）

第５条　補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、住宅の機能向上のために行う改修工事で、次に掲げる内容のものとする。

（１）台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事

（２）内装、屋根、外壁等の改修工事

（３）村長が必要と認める工事

（補助対象経費）
第６条　前条で定める補助対象工事に要する工事費とする。ただし、備品購入費は対象外とする。
（補助金の額）
第７条　補助金の額は、補助対象経費の３分の２以内とし、１００万円を限度とする。この場合において、補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
２　この補助金は、同一物件に対して１回限り交付する。
（補助金の交付申請）
第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、湯川村空き家改修事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる関係書類を添えて村長に提出しなくてはならない。
（１）空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
（２）入居者全員分の住民票
（３）改修に要する経費に係る施工業者の見積書の写し
（４）改修予定箇所の現況写真
（５）空き家の改修に関する所有者等の承諾書の写し（様式第２号。ただし、賃貸借契約の場合のみ）
（６）前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）
第９条　村長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、湯川村空き家改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。
（補助対象事業の変更等）
第１０条　前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、湯川村空き家改修事業変更等承認申請書（様式第４号）を村長に提出し、その承認を得なければならない。
（交付決定の変更）
第１１条　村長は、交付決定者から前条の規定による変更等の承認申請があったときは、その内容を審査し湯川村空き家改修事業変更等承認（不承認）決定通知書（様式第５号）により、不承認の可否を交付決定者に通知するものとする。
（実績報告）
第１２条　交付決定者は、補助事業が完了した日から３０日以内または、交付決定の日の属する年度の３月２０日のいずれか早い日までに、湯川村空き家改修事業補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。
（１）改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
（２）改修の状況を確認できる写真

（３）前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１３条　村長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、適当と認めたときは補助金の交付額を確定し、湯川村空き家改修事業補助金確定通知書（様式第７号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１４条　村長は、前条の規定による補助金の額の確定後、湯川村空き家改修事業補助金請求書（様式第８号）による交付決定者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第１５条　村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（２）補助対象工事を承認なく変更し、又は取りやめたとき。

（３）補助金に係る改修工事を行う空き家に、第７条第２号で住民票の提出のあったいずれの人も補助金の交付を受けた日から１年以内に入居し、引き続き５年以上居住しないとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

２　交付決定者は、村長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、村長の定める期限内に、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

３　第１項第４号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第１５条第３項関係）

交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
１年未満	交付額の１００％
１年以上２年未満	交付額の８０％
２年以上３年未満	交付額の６０％
３年以上４年未満	交付額の４０％
４年以上５年未満	交付額の２０％